

岩手県緑と水の森林ファンド活用事業実施要領

制定 平成 22 年 6 月 2 日 岩緑化第 73 号

改正 平成 22 年 6 月 9 日 岩緑化第 76 号

改正 平成 23 年 3 月 4 日 岩緑化第 47 号

改正 平成 24 年 2 月 23 日 岩緑化第 28 号

改正 平成 25 年 3 月 13 日 岩緑化第 48 号

(趣旨)

第1 この要領は、公益社団法人国土緑化推進機構（以下「機構」という。）が公益社団法人岩手県緑化推進委員会(以下「理事長」という。)に助成金として配分する「緑と水の森林ファンド」運用益の適正な活用をはかるため、必要な手続き等について定めるものである。

なお、この要領において、公益社団法人岩手県緑化推進委員会地区協議会は「地区協議会」といい、同市町村支部は「支部」という。

(事業の区分及び内容)

第2 この事業は、次の区分により実施する。

(1) 普及・啓発事業

- ①森林、緑、水に対する認識を深めるための普及啓発活動
- ②青少年を対象とする森林環境教育の促進
- ③森林づくり活動を通じた山村地域の活性化や地域づくり運動の推進
- ④地域材の利用・木材需要の拡大、古紙利用等の推進

(2) 調査・研究事業

- ①森林の保全・公益的機能の増進等に関する調査研究
- ②青少年を対象とする森林環境教育に関する調査研究
- ③学校林や学校周辺林の教育的活用のための調査研究
- ④山村資源の有効活用や地場産業の振興等山村地域活性化に関する調査研究

(3) 活動基盤の整備事業

- ①森林ボランティアリーダーの養成・ネットワーク構築等の活動支援
- ②森林づくり活動を通じた農山村と都市住民との交流促進
- ③青少年の教育の場としての森林の活用促進
- ④地域のシンボリック森林の利用促進

(4) 国際交流事業

- ①国内で開催される森林・環境に関する国際会議への支援
- ②森林・林業に関する海外との情報交換

(採択条件等)

第3 この事業は、次の内容を満たしていることを条件とする。

- (1) 緑化推進の理解を深め、普及啓発の効果が期待できるものであること。
- (2) 森林環境教育や体験学習の場には、児童・生徒が多く参加するものであること。
- (3) 各事業への参加者数や植樹活動の植栽本数、森林整備面積等、緑化の推進に貢献できる規模であること。
- (4) 上記の条件にかかわらず、理事長が特に必要と認めた事業であること。
- (5) 国及び県の補助又は委託事業と重複していないこと。

(助成金の額)

第4 助成金の額は、1事業体あたり概ね200,000円以内とする。

ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

(事業の手続き及び実施)

第5 助成金の申請及び事業の実施は次のとおりとする。

(1) 計画書の提出

事業の実施を希望する地区協議会及び支部（以下「地区協議会等」という。）若しくは関係団体等（以下「関係団体等（申請者）」という。）は、あらかじめ「岩手県緑と水の森林ファンド活用事業計画書」（以下「計画書」という。）（様式1号）を定められた期日までに理事長に提出する。

(2) 経費の配分又は助成金交付の内示

理事長は、提出された計画を「緑の募金活用事業等審査委員会」に諮り、計画書を取りまとめる。

理事長は、機構からの助成金の内報に基づき、計画書の提出があった事業実施主体に内示額を通知する。（様式2号）

(3) 事業申請書の提出

内示を受けた事業実施主体は、内示額に基づき事業計画を調整し、「岩手県緑と水の森林ファンド活用事業申請書」（以下「申請書」という。）（様式1号）を理事長に提出する。

(4) 経費の配分又は助成金交付の決定

理事長は、提出のあった申請書を取りまとめ機構に提出する。

理事長は、機構からの助成決定通知を受けて地区協議会等に対しては、経費の配分通知（様式3-1号）を、関係団体等（申請者）には、助成金の交付決定通知（様式3-2号）を行う。

(5) 事業の実施

事業実施主体は、経費の配分又は助成金の決定のあった事業を誠実に実施する。

(6) 事業の完了

事業が完了したときは、地区協議会等にあつては、「岩手県緑と水の森林ファンド活用事業完了届」(以下「完了届」という。)(様式 5 号)及び「岩手県緑と水の森林ファンド活用事業実績報告書」(以下「実績報告書」という。)(様式 6 号)を提出する。

また、関係団体等(申請者)にあつては、完了届(様式 5 号)及び「岩手県緑と水の森林ファンド活用事業助成金請求書」(以下「請求書」という。)(様式 5-2 号)に事業実施状況が分かる代表的な写真並びに資料等を添えて理事長に提出する。

(7) 実施記録

申請者は、事業に関する金銭出納簿および見積・請求書・領収書など証票書類及び事業実行経過の記録並びに写真・参考資料等を整備し、保管する。

(助成金の交付等)

第 6 助成金の交付等については、次のとおりとする。

(1) 理事長は、地区協議会等から完了届と実績報告書の提出があつたときは、内容を精査し、事業が適正に完了していると認めたときは遅滞なく経費の配分をする。また、関係団体等(申請者)から完了届及び請求書の提出があつたときは、内容を精査し、同様に助成金を交付する。

(2) 関係団体等(申請者)は、当該助成金を受領したときは、理事長に対し 30 日以内に実績報告書(様式 6 号)を提出する。

(3) 理事長は、地区協議会等又は関係団体等(申請者)からの要請(様式 4 号)に基づいて、配分金又は助成金の一部を前金配分又は前払いすることができる。

(実績報告要旨の提出)

第 7 地区協議会等又は関係団体等(申請者)は、要領第 5 の(6)又は第 6(2)による実績報告書の提出の際、緑と水の森林ファンド都道府県事業報告要旨(様式 7 号)を電子データで、理事長に提出する。

(その他)

第 8 この事業により取得した各種の資料・資材等は、後日の活用等に配慮し、つとめて保存するものとする。

附則、この要領は、平成 22 年 6 月 2 日から施行する。

2 この要領は、平成 22 年 6 月 9 日から施行する。

3 この要領は、平成 23 年 3 月 4 日から施行する。

4 この要領は、平成 24 年 2 月 23 日から施行する。

5 この要領は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。